

令和4年 第7回浅口市農業委員会議事録

令和4年7月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏名	出欠	担当区域	氏名	出欠
1	大橋 繁雄	出	金光1	原田 恒明	出
2	渡邊 清志	出	金光2	藤丘 廣志	出
3	友田 陽勝	出	金光2	安田 文彦	出
5	古川 秀昭	出	金光3	友田 一美	出
6	佐藤 和博	出	金光3	菰口 清司	出
7	柚木 栄蔵	出	鴨方1	吉川 孝之	出
8	虫明 祝典	出	鴨方1	杉本 正彦	出
9	虫明 伸吾	出	鴨方2	横山 栄治	出
10	山下 康朗	出	鴨方2	西山 富雄	出
11	渡邊 豊	出	鴨方3	高井 基次	出
12	梶原 めぐみ	出	鴨方3	山下 眞治	欠
13	岡田 直樹	出	寄島1	村上 宏一郎	出
			寄島2	大島 明敏	出

事務局

局長 田中 太志 書記 谷口 輝昭

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議事

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第24号 農用地利用集積計画について

日程第4 報告事項

報告第14号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和4年8月16日（火））

開会（午後1時28分）

議長

それでは、皆さん、ちょっと時間は早いようですが、お集まりになりましたので、会議を始めたいと思います。

ニュースでまたコロナがたくさんはやってきたんだなということで、昨日までに1,001万人が感染したと、亡くなったのが3万1,500人だというふうなことでニュースで流れてましたけど、またコロナが感染しておりますので、いろいろ地区で集会等、また話合い、飲み会等で十分気をつけていただきたいと思います。また、暑くなってまいりましたので、熱中症でかなり救急車で運ばれてるニュースを見ますが、農業をするのにぜひ水分を取りながら仕事を進めていただきたいと思います。私も去年は一時期そうなったことがありますので、救急車まではいかんなんなんですが、十分気をつけていただきたいと思います。

それでは、これより令和4年第7回浅口市農業委員会を開催いたします。

ただいまの出席委員は12名で定足数に達しております。また、推進委員は12名の参加であります。

ここで私から皆様に申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、本日の会議でも委員からの補足説明は座ったままで行うこととし、事務局説明は簡潔に行うこととしたいと思います。ご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

それでは、会議時間短縮にご協力をお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第12条第2項の規定により、議長において3番友田委員、5番古川委員を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

委員

異議なし声

議長

異議なしと認め、会期を本日1日とします。

日程第3、議事に移ります。

議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

592番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局

失礼します。議案書は2ページになりますのでお開きください。

議案第21号農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年7月15日提出。

番号592-1、鴨方町深田、田、243平米。同じく2、鴨方町深田、田、380平米。同じく3、鴨方長深田、田、767平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受け、譲渡しの理由は贈与です。

譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく申し上げます。

議 長 次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。
委 員 6番佐藤です。
地図は1ページ、2ページになります。場所は、鴨方中学校の北西約400メートルぐらいのところになります。譲渡し人と譲受人、これはおじいさんとお孫さんの関係になります。別に問題はなかろうかと思えます。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声
議 長 質疑なしと認めます。
それでは、592番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声
議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、594番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号594、寄島町、畑、136平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。
次に、12番梶原委員、補足説明をお願いします。

委 員 この件につきましては、場所は地図で3ページ、4ページに当たります。寄島の安倉の八幡様の入り口から山手に上がったところになりますが、譲渡し人と譲受人の関係は他人なんです、譲受人の方がその隣の畑を耕作してらっしゃるということで、譲渡し人が通ってくるよりはそちらの方にしてもらったほうがということで話がまとまったそうです。ご審議よろしくをお願いします。

議 長 ただいま説明がありました。
質疑はありませんか。

委 員 なし声
議 長 質疑なしと認めます。
それでは、594番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声
議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
続きまして、597番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。番号597、金光町地頭下、畑、202平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。
譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひいたします。

議 長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。
委 員 2番渡邊です。
地図の5、6ページになります。小三宅の公民館を北へ200メートルぐらい入ったところになります。譲渡し人の住宅地は、譲受人の土地を借りて家を建てたという

ふうな状況です。家が建ってるすぐ隣が今回の〇〇〇〇になるんですが、これを買ってほしいというふうに依頼されたということなんで、特に問題はないかと思いたすので、よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　それでは、597番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
　　続きまして、598番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　　失礼します。番号598、金光町占見、田、708平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。

　　譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願ひします。

議 長 　　次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委 員 　　2番渡邊です。

　　地図は7ページ、8ページということになります。柵池の東100メートルぐらいのところにあります。譲渡し人と譲受人は兄弟ということになってます。譲渡し人の方は遠方ということで、現状は休耕田となってるんですが、このたびもうできないということで、第三者に売却するよりは身内のお姉さんがいいかなということで、お姉さんの土地もすぐ隣の土地を田んぼをしておりますので、そういうことで来年から耕作をするということらしいです。現状は、もう田んぼも耕してきれいにしてあります。特に問題はないかと思いたす。よろしくお願ひします。

議 長 　　ただいま説明がありました。
　　質疑はありませんか。

委 員 　　なし声

議 長 　　質疑なしと認めます。
　　それでは、598番の件についてご異議ありませんか。

委 員 　　異議なし声

議 長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。
　　ここで事務局が発言を求めていますので、お願ひします。

事務局 　　失礼します。この次からの転用の関係の議案になるわけなんですけれども、お気づきの方もおられるかもしれませんが、これまで申請人等の欄に年齢とか職業とかという欄があったんですけれども、実は3月31日付で国のほうの事務要領の改正が行われまして、その際に申請者の年齢とか職業の欄が記載不要ということで欄が削除されてあります。そのため、今回から転用に関するものについては、申請人の職業欄であったり年齢欄の表示を削除ということでお願ひしたいと思いたすので、よろしくお願

いたします。それから、窓口で交付してる様式等については順次差し替えていく予定でございます。

以上でございます。

議長 農地法の第3条は今までどおりなんですけど、転用はこういうふうになんか年齢等が入りませんので、よろしくお願いをしたいと思います。申請内容が変わったとのことですので。

では、議案第22号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。

596番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は3ページになります。

議案第22号農地法第4条の規定による許可申請について。令和4年7月15日提出。

番号596、鴨方町小坂西、田、118平米。申請人は、〇〇〇〇。転用目的は露天駐車場で、施設の概要として、〇〇〇〇です。農地区分は第2種ですが、当該の転用目的を達成できる他の土地はございません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、8番虫明委員、補足説明をお願いします。

委員 虫明です。

地図は9、10ページになります。場所は、鴨方西小学校、農免道から300メートルぐらい行ったところに接骨院ができて、その接骨院の駐車場に利用するそうです。水利関係は何の問題もありません。よろしくお願いたします。

議長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑なしと認めます。

それでは、596番の件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。

599番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は4ページになります。

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について（所有権移転）。令和4年7月15日提出。

番号599、金光町地頭下、田、272平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡人は、〇〇〇〇。転用目的は一般住宅で、施設の概要は、〇〇〇〇、農地区分は第3種です。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いたします。

議長 次に、2番渡邊委員、補足説明をお願いします。

委員 2番渡邊です。

地図は、11、12ページになります。柵池の北の県道のデイスサービスのさつきの里ですか、その北側になります。元の旧道沿いになります。譲受人は、今は親と同居して、このたび住宅を建てるということになりました。現状、購入物件は耕作してなくて、耕作放棄地というか、草が生えとんですが、そこへ家を建てるということです。田んぼなんで水通しの部分とか雨水の排水、そういうことはちゃんともう調整してクリアしてるということなんで、特に問題はないかと思しますので、よろしく願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

それでは、599番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、600番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　失礼します。番号600-1、金光町占見新田、田、30平米。同じく2、金光町新田、田、593平米。同じく3、金光町占見新田、田、413平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は長屋建て住宅で、施設の概要として、〇〇〇〇です。農地区分は第3種で、一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 　　1番大橋委員、補足説明をお願いします。

委員 　　地図は13、14ページになります。

場所は、金光学園から北へ150メートルぐらい行った旧県道沿いにあります。周辺に農地もないことから、特に問題ないと思しますので、よろしく願いします。

議長 　　ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委員 　　なし声

議長 　　質疑なしと認めます。

それでは、600番の件についてご異議ありませんか。

委員 　　異議なし声

議長 　　異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、601番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 　失礼します。番号601、鴨方町鴨方、田、809平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は建て売り住宅で、施設の概要として、〇〇〇〇となっております。農地区分は第3種です。一般基準上も問題はなく、許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。

議長 　　次に、6番佐藤委員、補足説明をお願いします。

委員 　　6番佐藤です。

地図は、15ページ、16ページになります。

場所は、鴨方インター南の交差点から150メートルぐらい南に行きますと三共リースというリース屋がありますが、そこから東へ約300メートル、ちょうど金光町の竹原の西側にある道路がありますが、その道路に突き当たったところの左側にあります。譲渡し人の事情で譲渡しになってるようです。問題はなかろうかと思われま
す。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ただいま説明がありました。

質疑はありませんか。

委 員 なし声

議 長 質疑なしと認めます。

それでは、601番の件についてご異議ありませんか。

委 員 異議なし声

議 長 異議なしと認め、許可することに決定をいたします。

続きまして、563番の件について、事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は5ページになります。

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請について（使用貸借権設定）。令和4年7月15日提出。

この563-1と2についてでございますが、これまで2回ほど保留となった案件でございます。実は昨日、申請人のほうから一旦取り下げるということで話がございましたので、今日は審議なしということでお願いしたいと思ひます。

以上でございます。

議 長 ただいま説明がありました。申請者から取り下げの申出があったとのことですので、そのようにいたします。

議案第24号農用地利用集積計画についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 失礼します。議案書は6ページになります。

議案第24号農用地利用集積計画につきまして。令和4年7月15日提出。

それでは、説明いたします。

番号6番の1件につきまして、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、全て農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。利用権設定を受ける者は1名、農地は1筆です。新規により、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。契約期間は3年となります。

続きまして、7ページに移ります。

1の(1)地目別設定面積につきましては、田0平方メートル、畑363平方メートル、計363平方メートルです。

以上となります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ただいま説明がありました。

委員 質疑はありませんか。

議長 なし声

委員 質疑なしと認めます。

議長 それでは、この件についてご異議ありませんか。

委員 異議なし声

議長 異議なしと認め、承認することに決定をいたします。

議長 日程第4、報告事項に移ります。

事務局 報告第14号農地法第18条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。

事務局 事務局の説明を求めます。

議長 失礼します。議案書は8ページになります。

議長 報告第14号農地法第18条の規定等による合意解約通知について。令和4年7月15日提出。

議長 番号590、鴨方町六条院中、田、530平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和4年5月24日です。

議長 番号591、鴨方町六条院中、田、775平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和4年5月24日となります。

議長 番号593、金光町大谷、田、636平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和4年5月10日となります。

議長 番号595、鴨方町六条院中、田、1,210平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は令和4年6月7日となります。

議長 以上でございます。

委員 ただいま説明がありました。

議長 質疑はありませんか。

委員 なし声

議長 質疑はないようですので、報告を受けたこととします。

議長 日程第5、その他に移ります。

議長 事務局から報告等がありましたらお願いをいたします。

議長 ①近隣の農業委員会の取組について
②農業委員会の業務必携の配付について
③活動記録セットについて
④次回の委員会について

議長 それじゃ、ここで、ほかに意見もないようですので、以上で閉会とします。

議長 なお、引き続き研修会を行いますので、よろしくをお願いをいたします。

議長 閉会（午後1時57分）

上記顛末を記載した者は書記谷口輝昭であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和4年7月15日

浅口市農業委員会長

⑩

同 委 員

⑩

同 委 員

⑩